安全データシート（ＳＤＳ）

1.化学品及び会社情報

昭　和　化　学　株　式　会　社
東京都中央区日本橋本町４－３－８
担当
TEL(03)3270-2701
FAX(03)3270-2720
緊急連絡　　同　上
改訂日　　2024/09/17
SDS整理番号　19504250

製品等のコード　：　1950-4250、1950-4260、1950-4280

製品等の名称　　：　亜硝酸ナトリウム

推奨用途　　：　試薬

参考：その他の用途(当該製品規格に限定されない一般的用途。規格により用途は相違。)
医薬原料、合成中間体、写真薬、染料、発色剤 など

使用上の制限　　：　推奨用途以外の用途へ使用する場合は化学物質専門家等の判断を仰ぐこと

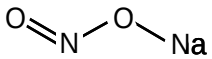

2．危険有害性の要約

ＧＨＳ分類

物理化学的危険性

爆発物	：	区分に該当しない
可燃性固体	：	区分に該当しない
自然発火性固体	：	区分に該当しない
自己発熱性化学品	：	区分に該当しない
水反応可燃性化学品	：	区分に該当しない
酸化性固体	：	区分3

健康に対する有害性

急性毒性（経口）	：	区分3
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	：	区分2A
生殖細胞変異原性	：	区分2
生殖毒性	：	区分2 追加区分：授乳に対する又は授乳を介した影響
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	：	区分1（血液）
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	：	区分2（血液）

環境に対する有害性

水生環境有害性 短期(急性)	：	区分1
水生環境有害性 長期(慢性)	：	区分1

注意喚起語　：　危険

危険有害性情報
火災助長のおそれ：酸化性物質
飲み込むと有毒（経口）
強い眼刺激
遺伝性疾患のおそれの疑い
生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
授乳中の子に害を及ぼすおそれ
臓器（血液）の障害
長期又は反復暴露による臓器（血液）の障害のおそれ

水生生物に非常に強い毒性
長期的影響により水生生物に非常に強い毒性

注意書き
【安全対策】
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
衣類、可燃物などから遠ざけること。
可燃物と混合を回避するために予防策をとること。
粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
妊娠中、授乳中は接触を避けること。
取扱い後は、よく手を洗うこと。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
環境への放出を避けること。
【応急措置】
火災の場合には大量の水で消火すること。
飲み込んだ場合：口をすすぐこと。直ちに医師に連絡すること。
眼に入った場合：水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
暴露又は暴露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
気分が悪い時は、医師の診察、手当を受けること。
眼の刺激が続く場合：医師の診察、手当を受けること。
漏出物を回収すること。
【保管】
湿気、日光を避け、容器を密閉し冷暗所に施錠して保管すること。
【廃棄】
内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

（注）物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「区分に該当しない(分類対象外も該当)」又は「分類できない」である。

3.組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別		：化学物質
化学名		：亜硝酸ナトリウム （別名）亜硝酸ソーダ （英名）Sodium nitrite（EC名称）、 Nitrous acid sodium salt、 Nitrous acid, sodium salt (1:1) （TSCA名称）
成分及び含有量		：亜硝酸ナトリウム、 98.0%以上
化学式及び構造式		：$NaNO_2$、 HNO_2Na、 構造式は上図参照(1ページ目)。
分子量		：69.00
官報公示整理番号	化審法	：(1)-483
	安衛法	：公表化学物質（化審法番号を準用）
CAS No.		：7632-00-0
EC No.		：231-555-9
TSCA		：登録済（7632-00-0） TSCA名称；Nitrous acid, sodium salt (1:1) SNUR名称；Alkali metal nitrites (Sodium nitrite) 40 CFR part 721 Subpart E； 4740
危険有害成分		：亜硝酸ナトリウム

4. 応急措置

吸入した場合	：	呼吸が困難になった時は、新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。 気分が悪い時は、医師の治療を受ける。
皮膚に付着した場合	：	皮膚を多量の水と石鹸又はシャワーで洗う。 皮膚刺激などが生じた場合は、医師の診察、手当を受ける。 汚染された衣服は(火災の危険があるため)、多量の水ですすぎ洗いする。 汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。
目に入った場合	：	直ちに、水で15分以上注意深く洗う。その際、顔を横に向けてからゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。勢いの強い水で洗浄すると、かえって目に障害を起こすことがあるので注意する。 まぶたを親指と人さし指で拡げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。 次に、コンタクトレンズを着用していれば取り外し、洗浄を続ける。

眼の刺激が持続する場合は、医師の治療を受ける。
飲み込んだ場合　：直ちに口をすすぎ、うがいをして、医師に連絡する。
多量の水を飲ませ、指を喉に差し込んで吐かせる。
意識がない時は、無理に吐かせない。
気分が悪い時は、医師の診断、治療を受ける。
予想される急性症状及び遅発性症状：
吸入した場合　：紫色(チアノーゼ)の唇や爪、紫色(チアノーゼ)の皮膚、錯乱、痙攣、めまい、頭痛、吐き気、意識喪失
皮膚についた場合：発赤が現れることがある。
眼に入った場合　：発赤、痛み
経口摂取した場合：頻脈
他の症状については「吸入」参

5．火災時の措置

適切な消火剤　：本品は不燃性だが、他の物質の燃焼を助長する。
大量の水、水噴霧
使ってはならない消火剤　：二酸化炭素、水素化炭酸塩の粉末消火剤
特有の危険有害性　：320℃以上に加熱すると分解し、酸素ガスを発生する。
530℃以上に加熱すると、爆発することがある。
火災助長のおそれ。火災に巻き込まれると、燃焼を加速する。
火災に巻き込まれると、爆発的に分解するおそれがある。
火災によって刺激性、毒性又は腐食性のガスを発生するおそれがある。
汚染された衣服は(火災の危険があるため)、多量の水ですすぎ洗いする。
特有の消火方法　：危険でなければ火災区域から容器を移動する。
移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。
消火活動は、有効に行える最も遠い距離から、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。
消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
消火を行う者の保護　：消火作業の際は、適切な空気呼吸器を含め完全な防護服（耐熱性）を着用する。

6．漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置
：漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。
漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。
風上から作業し、粉じん、蒸気、ガスなどを吸入しない。
粉じんが飛散する場合は、水噴霧し飛散を抑える。
密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。
環境に対する注意事項　：河川、下水道、土壌に排出されないように注意する。
回収、中和　：火気厳禁とする。
湿らせてもよい場合は、粉じんを避けるために湿らせてから掃き入れる。
漏洩物を掃き集めて空容器に回収し、後で廃棄処理する。
おがくず、紙などの可燃性物質に吸収さてはならない。
汚染された衣服は(火災の危険があるため)、多量の水ですすぎ洗いする。
封じ込め及び浄化の方法・機材：危険でなければ漏れを止める。
二次災害の防止策　：可燃物（木、紙、油等）は漏洩物から隔離する。
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。

7．取扱い及び保管上の注意

取扱い
技術的対策　：可燃物との接触禁止。火気厳禁。衝撃注意。
本製品を取扱う場合、必ず保護具を着用する。
粉じん、ミスト、蒸気、ガスの発生を防止する。
粉じんの堆積を防止する。
局所排気・全体換気　：換気装置を設置し、局所排気又は全体換気を行なう。
安全取扱い注意事項　：すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。
容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
可燃性物質や酸化されやすい物質との混触を避ける。
周辺での高温物の使用を禁止する。
人体への接触、吸入又は飲み込まない。
粉じんを吸入しない。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。

取扱い後はよく手を洗う。
汚染された衣服は(火災の危険があるため)、多量の水ですすぎ洗いする。
指定数量以上の量を取扱う場合、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行なう。
指定数量以上の危険物を貯蔵し、取り扱う場合は消防法に基づく許可が必要で、危険物貯蔵所に保管する。
指定数量の1/5以上、1未満（少量危険物）の場合も、少量危険物貯蔵所に保管し、法の規制を受け、最寄の消防署に届出を行う必要がある。
指定数量の1/5未満の危険物の貯蔵・取り扱いについては届出の必要はない。

接触回避　：　湿気、水、高温体との接触を避ける。

保管

技術的対策　：　保管場所は、製品が汚染されないよう清潔にする。

保管条件　：　可燃物及び禁忌物質から離して保管する。
熱から離して保管する。
燃焼性物質から離して保管する。
火源の近くに保管しない。
潮解性があるので、防湿に留意する。
光のばく露や高温多湿を避けて保管する。
容器は遮光して保管する。
容器を密閉して乾燥した場所に保管する。
一定の場所を定めて、施錠して保管する。
貯蔵する所には、「火気厳禁」の表示を行う。
貯蔵する所には、白地に赤枠、赤文字で「医薬用外劇物」の表示を行う。
混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。

混触危険物質　：　可燃性物質、還元性物質（アルミニウム、アルミニウム酸化物、無水酢酸等）、酸類、金属粉末、硫黄など

容器包装材料　：　ポリエチレン、ポリプロピレン、ガラス等

8.ばく露防止及び保護措置

管理濃度　：　設定されていない。

許容濃度（ばく露限界値、生物学的ばく露指標）：

日本産衛学会　設定されていない。

ACGIH　設定されていない。

設備対策　：　この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。
取扱場所には局所排気又は全体換気装置を設置する。

保護具

呼吸器の保護具　：　呼吸器保護具（防じんマスク、P3有毒粒子用フィルター付マスク）を着用する。

手の保護具　：　保護手袋（塩化ビニル製、ニトリル製など）を着用する。

眼の保護具　：　保護眼鏡（普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）を着用する。

皮膚及び身体の保護具：　長袖作業衣を着用する。
必要に応じて保護面、保護長靴を着用する。

衛生対策　：　この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。
取扱い後はよく手を洗う。
保護具は保護具点検表により定期的に点検する。

9．物理的及び化学的性質

物理状態

性状　：　結晶性粉末。　潮解性あり。
苦味に若干の辛味がある。

色　：　白～ごくうすい黄色

臭い　：　無臭

pH　：　弱塩基性（約9、10%水溶性、20℃）

融点　：　280℃（分解）

凝固点　：　データなし

沸点　：　320℃（分解）

引火点　：　データなし

可燃性　：　不燃性（ただし、他の物質の燃焼を助長する）

爆発範囲　：　データなし

蒸気圧　：　データなし

相対ガス密度（空気 = 1）：　データなし

密度又は相対密度　：　2.17

比重　：　データなし

溶解度　：　水に溶けやすい（82g/100mL、20℃)。

エタノール、エーテルに溶けにくい。
オクタノール/水分配係数 ： log Pow = −3.7
発火点 ： データなし
分解温度 ： 280〜320℃
粘度 ： データなし
動粘度 ： データなし
粒子特性 ： データなし

GHS分類
爆発物 ： 爆発性に関連する原子団(N-O)を含む硝酸塩類であるが、UNRTDG(UN1500)クラス5.1(6.1)、PGIIIであるため、区分に該当しないとした。
ただし、本物質は反応性が高く、様々な物質、火、熱との接触により爆発することがある。(ICSC(J) 2000)、(Sax,11th,2004)
可燃性固体 ： 本品は不燃性（ICSC(J) (2000)）であることから、区分に該当しないとした。
自然発火性固体 ： 本品は不燃性（ホンメル（1996)）であることから、区分に該当しないとした。
ただし、強力な酸化剤であり、可燃物と混合したものは発火、爆発の危険がある（安全性DB (1997)）。
自己発熱性化学品 ： 本品は不燃性（ICSC(J) (2000)）であることから、区分に該当しないとした。
水反応可燃性化学品 ： 金属（Na)を含むが、水溶解度が84.8 g/100 g (25℃)（HSDB (2007)）であり、水と急激な反応をしないと考えられるので、区分に該当しないとした。
酸化性固体 ： UNRTDG(UN1500) クラス5.1(副次危険6.1)、PGIIIに分類されていることから、区分３とした。
火災助長のおそれ;酸化性物質（区分3）

10.安定性及び反応性

安定性（反応性・化学的安定性）
： 不燃性であり、通常の取扱条件では安定である。
潮解性（吸湿性）がある。
空気中で徐々に酸化され硝酸塩になる。
光により徐々に分解する。
危険有害反応可能性 ： 強酸化剤であり、還元性物質や可燃性物質と混触すると発火、爆発の危険性がある。
有機物、アンモニウム塩類、可燃物と接触すると発火又は爆発することがある。
530℃以上に加熱すると、爆発することがある。
避けるべき条件 ： 湿気、高熱、日光、裸火、スパーク、静電気、その他発火源
混触危険物質 ： 可燃性物質、還元性物質（アルミニウム、アルミニウム酸化物、無水酢酸等）、アンモニウム化合物、アミン、酸類、金属粉末、硫黄など
危険有害性のある分解生成物： 窒素酸化物、酸素

11．有害性情報

急性毒性 ：経口　ラット　LD50＝77 mg/kg（SIDS (2005)）
飲み込むと有毒（経口）　（区分3）
経皮　分類できない。
吸入（蒸気）　分類できない。
吸入（粉じん）　分類できない。
皮膚腐食性/刺激性 ：区分に該当しない。
ウサギの皮膚に本物質500 mgを4時間適用した試験（OECD TG 404; GLP）において、刺激性なし（not irritating）との評価結果（SIDS (2005)）に基づき、区分に該当しないとした。
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性：ウサギ6匹の結膜嚢に本物質100 mgを適用した試験（OECD TG 405; GLP）において、中等度の発赤、軽度の浮腫、多量の排出物として結膜への影響が全例に見られたが、12日目までに消失し、中等度の刺激性（moderately irritating）との評価結果（SIDS (2005)）に基づき、区分2Aとした。
強い眼刺激（区分2A)
呼吸器感作性 ：分類できない。
皮膚感作性 ：分類できない。
生殖細胞変異原性 ：体細胞in vivo変異原性試験として、ラットおよびマウスに経口投与による骨髄を用いた複数の染色体異常試験、マウスに経口投与後の末梢血を用いた小核試験およびハムスターに経口投与後の胎児性細胞を用いた小核試験で、いずれも陽性の結果（SIDS (2005)、IARC 94 (2010)）が

報告されているので、区分2とした。
遺伝性疾患のおそれの疑い（区分2）

発がん性　：分類できない。
ラットおよびマウスに2年間飲水投与による発がん性試験において、雌雄ラットおよび雄マウスでは発がん性の証拠は見出されず、雌マウスで発がん性の不明確な証拠として前胃扁平上皮細胞の乳頭腫または癌腫の発生率の増加傾向が認められた（NTP TR 495（2001））。以上の試験結果から、総合的判断として亜硝酸塩の摂取により明らかな発がん性は認められなかったと結論されている（SIDS（2005））。しかし、IARCによる発がん性評価では、生体内でニトロソ化される条件下で硝酸塩または亜硝酸塩はグループ2Aに分類され(IARC 94（2010))、また、胃の酸性条件下で亜硝酸塩から発生するニトロソ化剤は、ニトロソ化可能化合物、特にアミンやアミドと容易に反応し、発がん性物質であるNニトロソ化合物を生ずるとの記載（IARC 94（2010））もあり、本物質の分類根拠として評価が定まらないため分類できないとした。

生殖毒性　：妊娠マウスの器官形成期に経口投与した発生毒性試験において、母動物が体重増加抑制を示した用量で、着床率および平均同腹仔数の有意な減少、死亡仔および早期死亡の有意な増加が認められ（SIDS（2005））、また、ラットの妊娠期間から授乳期まで経口投与した試験で仔の死亡率の増加と出生時の平均同腹仔数の減少が報告されている（SIDS（2005））ことから、区分２とした。
また、ラットの妊娠期間から授乳期まで経口投与した試験において、投与母動物の仔が明らかな貧血となり、赤血球数、ヘモグロビン濃度の有意な低下に加え、肝臓の鉄含有量が有意な減少を示し、さらに投与母動物の乳汁では鉄含有量が対照動物より低く、延いては仔に副作用（貧血）を招いたとの記述（SIDS（2005））により、「追加区分：授乳に対するまたは授乳を介した影響」とした。
生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い（区分2）

特定標的臓器毒性（単回ばく露）　：本物質の摂取またはばく露により血中のメトヘモグロビン形成を生じ、一部にはチアノーゼが見られ、メトヘモグロビン血症を発現した多数の症例報告（SIDS（2005）、JECFA 844（1998）、PIM G016（1999））があり区分１（血液）とした。
臓器（血液）の障害（区分1）

特定標的臓器毒性（反復ばく露）　：ラットの14週間反復経口（飲水）投与試験（雄：30, 55, 115, 200, 310 mg/kg bw/day、雌：40, 80, 130, 225, 345 mg/kg bw/day）において、雄の200または310 mg/kg/day群、および雌の130 mg/kg/day以上の群でチアノーゼが観察され、網赤血球数の増加に加え、区分2相当用量を含むほとんど全群でメトヘモグロビン濃度が上昇した（NTP TR 495（2001））との報告に基づき、区分２（血液）とした。
なお、マウスの14週間反復経口（飲水）投与試験（雄：90, 190, 345, 750, 990 mg/kg bw/day、雌：120, 240, 445, 840, 1230 mg/kg bw/day）では、関連する所見として、雄の750または990 mg/kg/day群、および雌の445 mg/kg/day以上の群で脾臓の髄外造血が観察されている（NTP TR 495（2001））。
長期又は反復ばく露による臓器（血液）の障害のおそれ

誤えん有害性　：分類できない。

12．環境影響情報

生態毒性
水生環境有害性 短期(急性)　：　魚類（ニジマス）96時間LC50 = 0.54 mg/L（SIDS, 2006）
水生生物に非常に強い毒性（区分1）
水生環境有害性 長期(慢性)　：　区分に該当しない。
慢性毒性データを用いた場合、無機化合物であり水中での挙動が不明であるが、甲殻類（エビの一種）及び藻類（Desmodesmus subspicatus）についてNOEC>1mg/Lのデータが得られている（SIDS, 2006）ことから、区分に該当しないとした。
長期的影響により水生生物に非常に強い毒性（区分1）

残留性・分解性　：　データなし
生物蓄積性　：　低濃縮性。Log Pow＝-3.7
土壌中の移動性　：　データなし
オゾン層への有害性　：　本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

13．廃棄上の注意

残余廃棄物　：　関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。

都道府県知事などの許可（収集運搬業許可、処分業許可）を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付して廃棄物処理を委託する。
廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上、処理を委託する。
必要に応じて、廃棄の前に可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。
本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。
（参考）分解法
同量のソーダ灰を加え混合し、更に水を加えてスラリー状にする。これに、次亜塩素酸カルシウムを加え（必要ならば、更に水を加えて）、2時間放置し分解させる。最後に、中和後、大量の水と共に排水処分する。

汚染容器及び包装　：　内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。
空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

14．輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号　：　140

国際規制
海上規制情報（IMDGコード/IMOの規定に従う）
UN No.　：1500
Proper Shipping Name：SODIUM NITRITE
Class　：5.1（酸化性物質）
Sub Risk　：6.1（毒物）
Packing Group　：III
Marine Pollutant　：Yes（該当）
Limited Quantity　：5kg
航空規制情報（ICAO-TI/IATA-DGRの規定に従う）
UN No.　：1500
Proper Shipping Name：Sodium nitrite
Class　：5.1
Sub Risk　：6.1
Packing Group　：III
国内規制
陸上規制情報（毒劇法、道路法、消防法の規定に従う）
海上規制情報（船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の運送基準等を定める告示に従う）
国連番号　：1500
品名　：亜硝酸ナトリウム
クラス　：5.1
副次危険　：6.1
容器等級　：III
海洋汚染物質　：該当
MARPOL73/78付属書II及びIBCコードによるばら積み輸送の有害液体物質の汚染分類
：非該当（ただし、亜硝酸ナトリウム溶液はY類物質）
少量危険物許容量　：5kg
航空規制情報（航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に従う）
国連番号　：1500
品名　：亜硝酸ナトリウム
クラス　：5.1
副次危険　：6.1
等級　：III
少量輸送許容物件
許容量　：10kg

特別の安全対策　：危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載すること。
危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬する。
危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報する。
車輌等による運搬の際にはイエローカードを運搬人に保持させる。
移動、転倒、衝撃、摩擦などを生じないように固定する。
火気又は熱気に触れさせない。

食品や飼料と一緒に輸送してはならない。
重量物を上積みしない。

15.適用法令

労働安全衛生法　：　非該当。

ただし、R7年4月1日以降、次のように該当。
名称等を表示すべき危険物及び有害物
（政令番号 第36号「亜硝酸ナトリウム」、対象重量%は≧1）
名称等を通知すべき危険物及び有害物
（政令番号 第36号「亜硝酸ナトリウム」、対象重量%は≧0.1）
(規則別表第2)

なお、皮膚等障害化学物質およびがん原性物質に非該当
（安衛則第594条の2、安衛則第577条の2）

化学物質排出把握管理促進法（ＰＲＴＲ法）：　非該当〔2023年(R5年)4月1日施行の法改正にも非該当〕
消防法　：　危険物第１類酸化性固体、亜硝酸塩類（第1種酸化性固体）
指定数量50kg、危険等級Ⅰ（法第２条第７項危険物別表第１）
毒物及び劇物取締法　：　劇物「亜硝酸塩類」（指定令第２条第１項第２号）　包装等級III
船舶安全法　：　酸化性物質類（危規則第２，３条危険物告示別表第１）
航空法　：　酸化性物質（施行規則第１９４条危険物告示別表第１）
水質汚濁防止法　：　有害物質（施行令第２条第２６号）
「亜硝酸化合物」〔排水基準〕100mg/L　(亜硝酸性窒素)
輸出貿易管理令　：　キャッチオール規制（別表第1の16項）
HSコード：2834.10
第28類 無機化学品
・輸出統計番号（2024年1月版)：2834.10-000
「亜硝酸塩及び硝酸塩
－亜硝酸塩」
・輸入統計番号（2024年4月1日版)：2834.10-000
「亜硝酸塩及び硝酸塩
－亜硝酸塩」

16．その他の情報

（注）本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

取扱注意事項：
本製品の取扱いは毒物劇物取締法の規定に従い、購入、保管、使用及び廃棄には細心の注意を払うこと。毒物劇物取扱等の責任者は、必要に応じ取扱う者に対し労働安全衛生、漏洩防止、緊急時の対応、環境影響、使用記録、保管庫施錠、紛失盗難防止などについて教育、訓練を実施し、事故の予防に努めること。

参考文献　：

化学物質管理促進法PRTR･MSDS対象物質全データ	化学工業日報社
労働安全衛生法MSDS対象物質全データ	化学工業日報社(2007)
化学物質の危険･有害便覧	中央労働災害防止協会編
化学大辞典	共同出版
安衛法化学物質	化学工業日報社
産業中毒便覧(増補版)	医歯薬出版
化学物質安全性データブック	オーム社
公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編)	三共出版
化学物質の危険・有害性便覧	労働省安全衛生部監修
Registry of Toxic Effects of Chemical Substances NIOSH　CD-ROM	
GHS分類結果データベース　nite（独立行政法人　製品評価技術基盤機構）	HP
GHSモデルMSDS情報　中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター	HP

このデータは作成の時点においての知見によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2019に準じ作成しています。